174-衆-外務委員会-12 号 平成 22 年 04 月 14 日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

去る四月二日の当委員会における参考人質疑の中でも、日米安保条約にかかわって、四つの密約以外にも密約が存在しているということが明らかにされました。これを受けて、四月九日の質疑の中で岡田大臣は、いろいろ御指摘をいただいたけれども、根拠がはっきりしないものがある、どういう根拠でおっしゃったか特定をしていただく必要があるのではないかということも言われました。

そこで、具体的根拠も挙げながら私は若干伺っていきたいと思うんですが、まず、参考人質疑でも明らかにされました米原子力艦船の寄港の際のモニタリング、監視調査に関するいわゆる秘密合意の問題についてであります。

アメリカの原子力艦船が日本の港に寄港する際に、横須賀それから佐世保、沖縄ホワイトビーチでは、モニタリングポスト及びモニタリングボートによって、海上、陸上における空気、水、海底の泥のサンプルを採取して、放射能漏れがないかどうか、調査を実施している。これは一九六四年の合衆国声明とエードメモワールなどに基づくものでありますが、外務省が公表しているファクトシート、また文部科学省が公表している原子力艦寄港に伴う環境放射線モニタリングなどに、その内容が示されております。

そこで、岡田大臣に確認したいんですが、日本側が行うモニタリング調査において、実施に当たっての制限などに関する具体的な日米の取り決めというものがあるんでしょうか。大臣にこれは伺いたいんですが、いかがですか。

◆武正副大臣 お答えをいたします。

米原子力艦船が日本に寄港する際に、日本政府は同艦船から五十メートル以内で空中サンプリングは行わないという合意が一九七一年にされたのではないかとの指摘があることは承知をしております。本件については、関係のファイルを探したものの、そうした合意に該当する文書は確認できませんでした。いずれにせよ、本件については適切な形で説明責任を果たしていくよう、さらに努力をしたいと思います。

なお、現在、寄港中の原子力艦船から五十メートル以内で空中サンプリングを行うこともあると承 知をしております。

○笠井委員 具体的事実ということで、原子力艦船寄港時の艦から五十メートル以内の空中モニタリング禁止ということで、それに関するアメリカの解禁文書がございます。

二〇〇七年に新原昭治氏が入手して明らかにしたもので、一九六九年から七一年にかけて、日本側の空中モニタリングの新たな規制をめぐる日米間の交渉の結果、秘密合意ができて、その内容を示すという文書でありますが、原子力艦五十メートル以内の空中モニタリングに関する秘密口頭了解記録というものであります。

これによって、従来は二十メートルまでの範囲で米側が許容した空中モニタリングを、米軍が新たに厳しい制限を課して、艦船から五十メートル以上離れてしかやれないにようにしてしまったということでありますが、今、武正副大臣から、関係のファイルを探したけれども合意に該当する文書は確認できなかったというんですけれども、米側の解禁文書があるんですが、この合意に関する文書の存在について確認をしていく、あるいは米側に問い合わせするというふうなことについても、大臣、これをやられるということはないんですか。

◆岡田国務大臣 一たんは確認したけれども出てこなかったということであります。ただ、今回、あの密約調査を徹底的にやった結果、今まで情報公開請求に対してそういうものは存在しないというふうに回答してきたものも、もう既に幾つか出てきているわけであります。ですから、現時点ではそういうことですが、これはないということを断言するつもりはございません。きちんと調査をすれば違

う結果が出るかもしれない、そういう思いはございます。

問題は、あの密約調査というのは六カ月かけて、特に前半の二カ月間は外務省じゅうの資料を調査して、そしてあの調査結果を出したものでございます。かなり大きな作業になります。したがって、これからさまざまな情報公開、三十年以上たっているものについてやっていくときに、どういう優先順位でやっていくのかという問題が出てまいります。

委員の御指摘、アメリカにそういったたぐいの資料があるということですと、日本にもあったのではないかという類推はできるわけですけれども、そのためだけにもう一回全部調べるというのはなかなか難しくて、これから固まりとしてどういうものからまず徹底的な情報公開をしていくか、情報公開の前提として資料をまず集めるかということが省内であるわけですが、そういったことについてよく議論していきたいというふうに思っております。

○笠井委員 これは過去の問題というんじゃなくて現在につながる問題だと私は思っておりまして、 実際そういう問題だと思うんです。

先ほど副大臣からありましたし、前回、大臣からも、現在は五十メートル以内で行うこともあるので御懸念に及ばないということも言われたんですが、もともとこの秘密合意自体の中にも、実は五十メートル以内で行うこともあるというふうなことになっているんですが、それはあくまでも留保事項ということになっていまして、こう書いてあるんです、必要なら、適切なアメリカ当局者との協議と合同のもとで五十メートル以内でモニタリングを行う権利を留保するというふうになっていて、実際に行えるかどうかは、判断は米側にゆだねているというふうに米側の文書はなっているんです。しかも、その後に、この合意の中身を見ますと、そのような必要が起きるとは予想されないというふうにまで書いてあるんですね。

だから、そうなると、これは米側がだめと言ったらできないという合意があるとすれば大問題というふうに思うんですが、その点、大臣はどういうふうに思われますか。

◆岡田国務大臣 文書の存在が我々は確認できていないということでありますので、なかなかコメントするのは難しいんですが、五十メートル以内で原則的にはできないんだというふうにもし米側が今でも主張するとしたら、その根拠は何ですか、そういうふうに聞くことになると思います。

○笠井委員 ただ、米側は合意に基づいてやっていますということになるわけですから、だからきちっと解明が必要だと思うんです。

この秘密合意をめぐる交渉経過を示した文書に、アメリカ国務省の東アジア局日本課のドーキンズ・メモというのがあって、その中では、日本のモニタリング手続は、政治的動機によって編み出されたもので、健康や安全とは余り関係がない、原子力推進艦船の寄港をめぐる大衆的不安が生み出した政治問題を解決するよりは、大衆の恐怖や不安を刺激してそれを持続させる役割を果たしており、米海軍の日本寄港計画に損害を与えているというふうに述べておりまして、五十メートル以内で空中モニタリングを行えば、原子力推進装置の秘密データを知らせることになるということまで言っているわけなんですね。

だから、私は、この密約づくりということでいうと、これは文書を見ますと、二十三カ月もかかって秘密交渉したということがずっとつづられていて、交渉開始に当たって、日本側はいち早く米側の要請に実質的に応じることには承諾をしたんだけれども、秘密取り決めが暴露された場合に政府みずから日本の主権的権利を放棄したと批判される、このことを恐れて、密約案からそうとられかねない文言を避ける細工をしたということまで、一連の文書で明らかにされています、読む限りは。まさに国民の安全よりも軍事優先という約束で、私は非常に屈辱的なものだと思うんです。

私は、先ほど大臣も言われたんですが、この密約という問題でいろいろやりとりを伺っていまして、 アメリカは公表してもいいよ、しかし、日本側は、世論もある、被爆国でもある、いろいろな問題が あるので、いろいろなことでそれを表にしたくないという経過で密約にしたというのも、いろいろな 問題の中にはあると思うんです。つまり、そういう点でいうと、日本側があえて文書に残さないようにする、あるいはわかりにくくしておくというふうな形でやった経過がなかったのかな、私はそういうことも思ったりするんですが、大臣、感想的には、その点、どんなふうに思われるでしょうか。

◆岡田国務大臣 私の感覚では、日米で何らかの合意ができたときに文書化しないというのは考えられません。口頭でという、これは引き継ぎの問題もありますから、普通はきちんと文書にして、そして残すものだというふうに思います。

○笠井委員 だから、これ自身が口頭了解の記録という形でアメリカにある、だから、これは日本側がどうしたかという問題が問われてくるんだと思うんです。日本政府が幾ら日米間の密約合意の存在を認めなくても、米側は、さっきも言いましたけれども、公開された解禁文書のような認識で今日まで原子力艦船の寄港のモニタリングに対して対応してきているということになったとすれば、これは本当に重大問題でありますので、きちっと調査して、根本的にこれは改めるということでやっていただきたいと思います。

もう一つあるんですけれども、裁判権放棄に関する密約についてであります。

私は、四月七日の当委員会で、一九五八年の十月の四日に、岸首相と藤山外務大臣、それからマッカーサー駐日大使らが日米安保条約の改定交渉を始めたときの日本側の会談録についても触れましたが、まさにその会談録の中にこの問題への言及があるわけであります。

これによると、マッカーサー大使は、米兵の公務外での犯罪について、一九五三年の合意議事録に、 日本側はある場合裁判権の行使を譲るというふうにあって、それを公にして差し支えないなら甚だ好 都合というふうにマッカーサー大使が日本側に公表を求めたということが書いてあります。そして、 結局、それは日本側が応じなかったということでありますけれども、米側の解禁文書もありますが、 それと符合する内容であります。

昨日の参議院の外交防衛委員会で、我が党の井上哲士議員に対して岡田大臣は、過去の資料を精査 して、現実はどうなっているか明らかにしていくということを答弁されて、地位協定に関する問題に ついては優先順位を高くして調査するというふうに答弁されました。

そこで、関連して伺いたいんですが、ことし二月から、国立国会図書館に所蔵されていた「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」が全面的に公開されるということが明らかになりました。これは法務省刑事局が昭和四十七年、一九七二年三月に作成したもので、私も前に質問で取り上げたものでありますが、国会図書館が一九九〇年三月に古書店で入手をして、閲覧をできていた。ところが、そのことが明らかになった際に法務省の側から圧力があって、二〇〇八年六月に閲覧が禁止されてしまった。それが国会で問題になって、同年十一月に一部墨塗りで閲覧できるようになったわけでありますが、その制限措置をとったときに法務省から外務省に協議がありました。

当時、どういう協議があって、外務省としてどういう判断をしたのか、お答えいただきたいと思います。

◆武正副大臣 その中身でありますが、実務資料の中には、米国との間の協議というようなもので、 米国政府との申し合わせによりまして不公表とするようなものも入っているということもありますの で、そういう意味で、何が公表可能か不可能かという観点から、私どもも御相談を受けたということ でございます。

○笠井委員 この墨塗りについて、当然のこととして、今、米側との公表、不公表ということがありましたので、外務省の意向が反映されているということだと思うんです。

そこで、伺いますが、外務省は、この資料の公開問題について米側と協議したことはありますか。 あるとすれば、いつ、だれと、どんな協議をしたのか。

◆武正副大臣 お答えをいたします。

協議はしておりません。

○笠井委員 そうだと思うんですね。米側はもともと公表したかったわけですから、協議など必要ないということになります。

他方、法務省は、平成十四年、二〇〇二年版についても一部墨塗りで公表いたしております。これですね、一部というかかなり、こういうふうにもう真っ黒になって。墨塗り問題は、武正副大臣も随分、野党時代に一緒にやってきたような問題ですけれども、この理由について、三月二十六日の当委員会で質問を私がしましたら、一つは日米双方の合意がない、もう一つは捜査、公判に支障を及ぼすというふうな答弁がされました。

ところが、この平成十四年版の墨塗り部分については、昭和四十七年、一九七二年版の全面開示で 多くの内容がもう知ることができることになったというのが今だと思うんです。もう資料の一部不開 示の理由は成り立たなくなっていると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

◆武正副大臣 この日米合同委員会合意については、日米双方の同意がなければ公表されないということになっておりまして、他方、外務省は、近年、米側の協力を得て、日米合同委員会合意を作成当初から極力公表するようにしてきております。

今後とも、新たに作成する日米合同委員会合意の一層の公表に努めるとともに、作成後三十年を経 た文書の公開にも努めてまいります。

○笠井委員 昭和四十七年版は、もうとにかく出ちゃっているわけですから、それでもう内容が重なっている部分もあるわけで、その当時の話も、結局、アメリカとの関係で公表、不公表という話があったからというんで、外務省と法務省は相談して、これはというふうにやっちゃったわけでしょう。それはもうとにかく世の中へ出ちゃっているわけです。

それで、今回の昭和四十七年版の閲覧制限の解除について、国会図書館は、法務省からの申し出があったわけではなくて、図書館側の自主的な判断で行ったというふうに説明をしております。図書館の閲覧禁止について取り消しを求める裁判で、同じ実務資料が複製物のマイクロフィルムでは公開されていたことも判明をいたしております。

このほど国側が裁判所に提出した準備書面を見ますと、この資料が、ことし二月二十六日より、利用制限措置は個人情報に関する部分を除いて全面的に解除され、一般の用に供されているというふうに述べておりまして、国側が全面解除の意思を示しているわけですが、私は平成十四年版についても全面開示しても問題ないんじゃないかと思うんですが、これは大臣、いかがですか。

◆岡田国務大臣 私も全体を把握しているわけではございませんので、よく把握した上でお答えした 方がいいかと思います。

それから、平成十四年版はともかくとして、原則三十年たてば公開するという考え方、そして、例えば個人情報にかかわる部分とか、国の安全に直接影響を及ぼす、そういった例外的な場合にのみ公表しない、そういうきちんとしたルールを、これは外務大臣の考え方としてきちんとつくって、そして今後は公開していく。そのための準備作業を、今、私が中心になって、本部を省内につくり、議論を行っているところでございます。

○笠井委員 原則三十年というのは一つの線の引き方だと思うんですが、これは密約に関する問題なんで、同時に、それは国民との関係、国会との関係というのでそもそも密約が問題になっているわけで、そういう点でもきちっとこの問題を扱う必要があるんだと思います。

もともと、この資料は、一九九〇年に国会図書館が入手してからはずっと全面公開されていたわけですが、それが何か、あるとき突然、それを法務省と外務省が相談したら、これは非公開みたいな話になったということでありますので、問題となっているこの実務資料の四十七年版も平成十四年版も、基本的に考えは変わらないんですね。昭和四十七年版が全面開示されて、そして平成十四年版が墨塗りされている実態は、もう整合性が合わないという問題もある。しかも、今、密約という問題についての国民的議論があるわけですから、全面開示についても、きちっとやはり大臣自身がこの事態も掌

握いただいて、そして政府が決断すべきだということを申し上げて、質問を終わります。